

土砂災害危険箇所区域内住民への周知・啓発について

◆目的

- ・市民の安全確保及び防災意識の向上に向けた取組。

◆取組内容

- ・毎年、梅雨前に土砂災害警戒区域、特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所等の区域内住民に対して、土砂災害に関する周知啓発資料の全戸配付。
- ・大雨や警報時において土砂災害警戒区域等のパトロール。

◆効果

- ・市民が土砂災害危険箇所や避難情報等を把握することで防災意識の向上に繋げる。
- ・全戸配付に当たっては危機管理部局、まちづくり部局、道路部局、上下水道部局等と連携し、職員が直接配付することで市民の安心に繋げる。
- ・警報発令時等、現地パトロールを実施することで市民の安全確保に繋げる。

「土砂災害の危険箇所区域」のお知らせ

土砂災害の危険箇所区域内とその周辺に居住している方に対して、避難場所等の情報を改めてお知らせいたします。
台風や大雨の際には、近傍の急傾斜地の状況や気象情報等に十分注意するとともに、再度、土砂災害の危険性、避難場所等について確認していただきますようお願いいたします。
市は、この区域で土砂災害等の発生のおそれがある場合、市民の皆さんが避難などの行動を速やかに取っていただけるよう、防災行政無線や広報車など様々な方法でお知らせいたします。

○あなたがお住まいの地域の災害時避難所は、
明和小学校、梅が丘小学校、第四中学校
となりますが、避難所の開設状況に応じて避難して下さい。

【避難情報等の確認方法】

- ・防災行政無線（学校等にあるスピーカーで放送が流れます。）
- ・防災行政無線電話応答サービス 072-824-2037

【20（ツウワデ）37（みんな安全）】

（防災行政無線の内容を聞き逃した場合、上記の電話番号で同じ内容を確認することができます。）

- ・市の広報車が巡回しお知らせします。

- ・安全・安心メール（登録制）

（neyagawa@e.ikkr.jp に送信し、手順に沿って登録手続きができます。）

- ・寝屋川市ホームページ（<http://www.city.neyagawa.osaka.jp>）

（問合せ）

- 土砂災害警戒区域等の指定に関すること
大阪府河川室河川環境課
電話（代表）06-6941-0351
- 土砂災害警戒区域等の確認に関すること
寝屋川市まち政策部まちづくり指導課
電話（代表）072-824-1181
- 避難情報等に関すること
寝屋川市人・ふれあい部危機管理室
電話（代表）072-824-1181